

【目次】

○ 本書で登場するNPO法人の設定条件について	3
○ NPO法人の設立・運営・解散等の流れ図	4
○ 特定非営利活動法人（NPO法人）相談・申請等窓口	5
○ 表記の略し方について	6

PART-1

Q & A 特定非営利活動法人制度の概要	7 ~ 24
I 特定非営利活動法人（NPO法人）とは	8
II 特定非営利活動法人（NPO法人）の活動目的	12
III 特定非営利活動法人（NPO法人）の組織の要件	16
IV 特定非営利活動法人（NPO法人）の運営上の特徴	20
V まとめ - 法人の設立・運営の要件 -	24

PART-2

特定非営利活動法人の設立	25 ~ 64
I 法人設立までの手続	26
1 設立の準備から申請まで	28
2 申請書類受理から認証（不認証）決定まで	29
3 認証決定通知から設立登記完了届まで	29
II 設立申請に必要な書類	30
1 提出書類一覧	30
2 定款	32
III 申請書類の補正	57
1 補正とは	57
2 所轄庁に提出する書類	57
IV 設立の登記	59
1 登記とは	59
2 登記事項	59
3 登記に必要な書類	60
4 設立登記完了の届出	60
V 税務に関する手続	62
1 県税事務所・さいたま市役所への届出手続	62
2 税務署への届出手続	62
VI 労務管理に関する手続	63
1 労務管理	63

PART-3

特定非営利活動法人の運営	65 ~ 92
I 書類の作成と提出	66
II 変更に伴う書類作成と手続	79
1 役員の変更等	79
2 定款の変更	83
3 変更に伴う登記等の事務	88

III 総会の開催実務	90
1 総会の種類と権限事項	90
2 総会開催の実務	90
3 通常総会に関わる業務スケジュール例	91
IV 貸借対照表の公告	92
1 貸借対照表の公告について	92
2 公告の方法	92

PART-4

特定非営利活動法人の解散と合併..... 93～110

I 解散・清算の手続	94
1 解散	94
2 清算	96
3 解散・清算に関わる登記	98
4 清算終了の届出	98
II 合併の手続	104
1 合併	104
2 合併の手続	105
3 社員総会の議決	105
4 合併認証申請の手続	106
5 債権者への公告及び催告	107
6 合併の登記	108
7 合併に関わる登記の完了届	109

PART-5

情報公開・監督・罰則..... 111～116

I 所轄庁による情報公開	112
II 所轄庁の監督	114
1 報告及び検査	114
2 改善命令	114
3 設立認証の取消し	114
III 罰則	115
1 50万円以下の罰金に処せられる場合	115
2 20万円以下の過料に処せられる場合	115
3 10万円以下の過料に処せられる場合	115

PART-6

参考資料・情報..... 117～146

I 税務関連	118
1 法人税（国税）の課税	118
2 法人住民税（地方税）の課税	118
II 認定NPO法人	120
1 認定NPO法人の優遇措置	120
2 認定NPO法人になるための要件	120
3 認定・特例認定制度の比較	121
III 関連法規	122
○ 特定非営利活動促進法	122
IV 関連行政機関	145
さいたま地方法務局	145
税務署	145

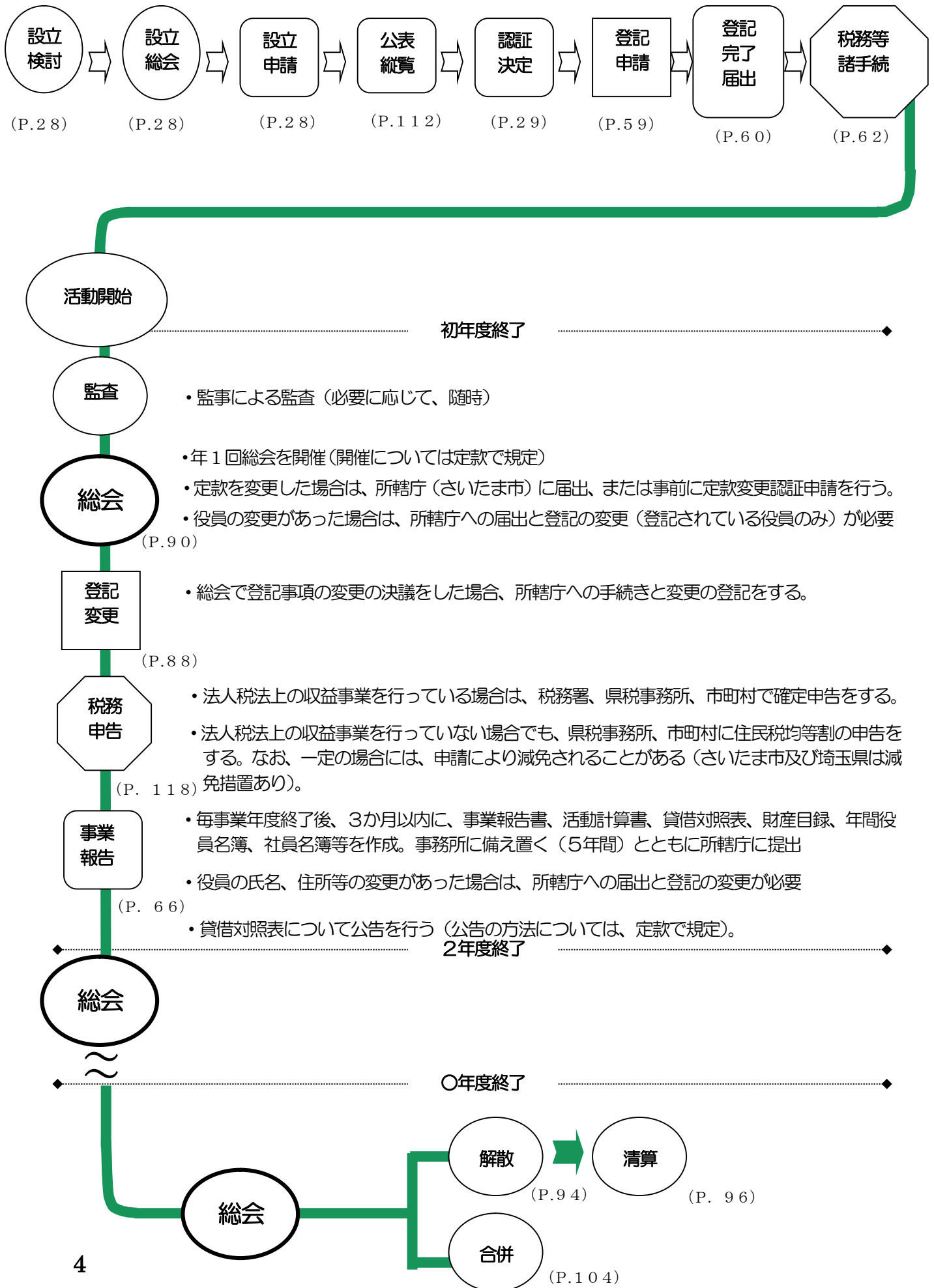
県税事務所	145
さいたま市役所	145
公共職業安定所（ハローワーク）	145
労働基準監督署	146
年金事務所（日本年金機構）	146
V 参考	147
法人情報の変更について	147

本書で登場するNPO法人の設定条件について

本書では、書式類の記載例を多用しています。記載例は、次の架空の団体を設定し、事例として解説しています。

◆名称	特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ
◆事業所	埼玉県さいたま市○○区○丁目○番○号△△△マンション○○号室 その後、埼玉県さいたま市××区×丁目×番×号△△△ビル3階に変更
◆事業目的	○○地区の高齢者や障害者に対して、ふれあいと健やかな食生活を提供することで、だれもが豊かに暮らせる地域社会を創造する。
◆主な事業	<特定非営利活動に係る事業> 1) 配食サービス提供事業 2) 講習会・イベント開催事業 3) 地域ふれあい促進事業 *設立3年目に、4) 食に関わる専門家を擁しての「調査・コンサルティング事業」を定款変更にて追加。 <その他の事業> 1) 駐車場の運営事業
◆成立日	○○年8月20日
◆事業年度	4月1日～3月31日
◆役員構成	<成立時> 理事：埼玉一郎（代表理事）、鈴木○○、山田○○、小林○○、佐藤○○ 監事：加藤○○ <任期満了時> 渡辺○○が、新理事に就任 小林○○が、理事を任期満了で退任 その他の役員は、再任

NPO法人の設立・運営・解散等の流れ図



特定非営利活動法人（NPO法人）相談・申請等窓口

さいたま市の窓口

さいたま市 市民局 市民生活部 市民協働推進課

住 所 〒330-0055

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11番1号 コムナーレ9階

電 話 048-813-6404

FAX 048-887-0164



- * さいたま市内のみに事務所を置くNPO法人の設立の相談や、設立申請書類・事業報告書・各種届出書等の提出先は、上記の窓口です。
- * 事前相談等をご希望の際には電話等での予約をお願いします。
- * なお、次のNPO法人の所轄庁は埼玉県です。
 - ・県内二以上の市町村に事務所を置き、主たる事務所をさいたま市内に置く法人
 - ・二以上の都道府県に事務所を置き、主たる事務所を埼玉県内に置く法人
 - ・主たる事務所をさいたま市以外の県内に置く法人

埼玉県 共助社会づくり課（県庁第3庁舎3階）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL 048(830)2823 FAX 048(830)4751

〈表記の略し方について〉

略した記載	略称の解説
「法第〇条」、「法第〇条第〇項」と記してある場合の「法」	特定非営利活動促進法を略しています。
「NPO法」	特定非営利活動促進法を略しています。
「さいたま市条例」、「条例第〇条」と記してある場合の「条例」	さいたま市特定非営利活動促進法施行条例(平成23年さいたま市条例第52号)を略しています。
「さいたま市規則」、「規則第〇条」と記してある場合の「規則」	さいたま市特定非営利活動促進法施行細則(平成24年さいたま市規則第9号)を略しています。